

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- (1) 調達番号 資産001
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学教職員宿舎管理等業務 1式
- (3) 委託期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで  
なお業務の履行が適正であると認められるときは、引続き1ヶ年継続するものとし、以後も同様とする。ただし、委託の全期間は2026年3月31日を超えないものとする。
- (4) 業務場所 桃山台宿舎、豊中東宿舎、箕面宿舎、石橋（四）宿舎、小野原外国人教師宿舎、緑丘宿舎

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去3年以内に公的な教育研究機関が設置する施設における管理・運營業務の実績を有すること。
- (3) その他経理責任者が認めた者。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問い合わせ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番1号  
国立大学法人大阪大学財務部資産管理課ハウジング運営係  
電話 06-6879-7064
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3.(1)の交付場所で交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書の提出期限  
令和5年3月3日（金）17時00分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他の詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

# 見 積 書

調達番号：資産001

調達件名：大阪大学教職員宿舎管理等業務 1式

見積金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和5年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

(印)

- 1.見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載して下さい。
- 2.見積書の日付は、提出日を記載して下さい。

# 委 託 契 約 書 (案)

委託業務の表示 大阪大学教職員宿舎管理等業務 1式

代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 と受注者との間において、上記の委託業務 (以下「業務」という。) について、上記の代金額で次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 契約期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。なお業務の履行が適正であると認められるときは、引続き1ヶ年継続するものとし、以後も同様とする。ただし、委託の全期間は2026年3月31日を超えないものとする。

第5条 代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第6条 契約保証金は、免除する。

第7条 受注者は、常に善良なる管理者としての注意と責任を持って業務を実施し、発注者の業務の円滑な運営に寄与するよう心掛けるものとする。

第8条 業務中、又は業務中に起因したと認められる事故の発生により、管理対象物に生じた発注者の損害については、受注者は賠償の責を負うものとする。ただし、受注者に故意又は過失がないと認められた場合はこの限りではない。

第9条 業務に際し、受注者の責に帰すべき事由により、発注者及び第三者に与えた身体及び財産上の損害については、受注者が賠償の責を負うものとする。

第10条 この契約に基づき、発注者の必要な指示によって善良な管理を遂行したにもかかわらず発生した事故については、受注者はその責を免れる。

第11条 発注者は受注者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第12条 管理人が業務の遂行上必要とする業務用品で別紙仕様書に定めるものは、受注者の負担とするが、発注者及び受注者双方で使用するものについては原則発注者の負担とする。

第13条 発注者の仕様の変更により契約金額を増減する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ契約金額を変更することができるものとする。

第14条 発注者が、管理人を著しく不相当と認めて書面で交替を申し入れた場合には、受注者は、速やかにこれを行わなければならない。

第15条 契約解除等によって1ヶ月未満の端数が生じたときの代金は、次式による日割計算によって算出するものとする。

月額代金額×実委託日数÷要委託日数

- 第16条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第17条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第18条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

理事 中谷 和彦

受注者